

平成七年自治省令第十六号

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条の規定に基づき、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を次のように定める。
(法第十七条に規定する総務省令で定める場合)
七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に定める場合とする。
第一条 半島振興法（以下「法」という。）第十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和七年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）、に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の第二号又は第四十五条第三項の表の第二号の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区において當む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」といふ。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する

する事業税について不均一課税をすることとしている場合

イ 法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業五百円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項第一号に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあっては千万円とし、資金の額等が五千万円超である法人にあっては二千万円とする。）以上のも

ロ 法第十七条第二号から第四号までに掲げる事業（同条第四号に掲げる事業にあっては法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第一号に掲げる計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。）五百円以上ものも

二 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合

三 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合

（特別償却設備に係る所得金額等の計算方法）

第二条 前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十七号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるもの）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法

当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち法第十七条各号に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額））

二 前号以外の場合 当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）

三 事業年度又は当該年に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）

四 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 半島振興法施行令第四条第一号の額の計算に関する省令（昭和六十一年自治省令第十五号）は、廃止する。

（施行期日）

附則（平成九年三月二八日自治省令第一四号）抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

3 第二条の規定による改正後の半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

（施行期日）

附則（平成一一年三月三〇日自治省令第一一号）抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

（第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（施行期日）

附則（平成一三年三月三〇日総務省令第五七号）抄

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第十条の規定による改正後の半島振興法第七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

（施行期日）

附則（平成一四年三月三一日総務省令第四三号）抄

場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であつて、当該業務に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備の業務に係る事業とする）

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2 半島振興法施行令第四条第一号の額の計算に関する省令（昭和六十一年自治省令第十五号）は、廃止する。

（施行期日）

附則（平成一四年三月三一日総務省令第四三号）抄

(半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。